

令和 8 年 7 月 30 日

入札参加者 各位

滋賀県商工労働部産業立地課

業務説明書内容についての質問に対する回答について

令和 8 年度 第 A－7 号 産業用地開発自然環境調査業務委託（高島地区）の業務説明書に対し、令和 8 年 7 月 28 日に質問のありました事項について、下記のとおり回答します。

記

質 問 事 項	回 答
①業務説明書(2) 配置予定技術者において、 a 管理技術者 (a) 技術士（総合技術監理部門：選択科目 建設-建設環境） (b) 技術士（建設部門：選択科目 建設環境） 上記技術者のほか、衛生工学部門で登録した技術士で、かつ、計量法（平成 4 年法律第 51 号）により環境計量士（濃度関係）の登録をした者または応用理学部門（選択科目：物理および化学）で登録した技術士で、かつ、計量法により環境計量士（騒音・振動関係）の登録をした者も可とする。 と記載がありますが、(b) 技術士（建設部門：選択科目 建設環境）を保有していれば管理技術者及び照査技術者の配置として満たすとの認識で合っておりますのでしょうか。 異なる場合はご教示の程宜しくお願い致します。	ご認識のとおりです。

②業務説明書「２ 提案書の提出者に要求される資格要件」において、 (ア) 同種業務：滋賀県内で実施した動植物調査 (イ) 類似業務：滋賀県内で実施した動物調査または植物調査 (※) 評価対象発注機関：滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、（旧）滋賀県土地開発公社、（一社）滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、（公財）滋賀県環境事業公社、（公財）滋賀県文化財保護協会、（公財）びわこ芸術文化財団、（公財）滋賀県希望が丘文化公園、（公財）滋賀県スポーツ協会、国土交通省、全国の都道府県、全国の政令市および全国の市町村 で評価対象の記載がありますが、滋賀県の行政事務組合（特別地方公共団体）又は全国の行政事務組合（特別地方公共団体）は評価対象発注機関として対象となるでしょうか。異なる場合はご教示の程宜しくお願い致します。	地方公共団体を構成団体とする一部事務組合および広域連合は特別地方公共団体として評価対象発注機関の対象とします。
---	--

以上